

# 水道関係法規

健水発第0905001号  
平成17年 9月 5日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について

近年、受水槽等における衛生問題を解消するため、建築物等に設けられた受水槽式給水設備の給水装置（直結給水）への切替えが進んでいます。

そこで、この度、社団法人日本水道協会に依頼し、検討した結果を踏まえ、別添のとおり、受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項をとりまとめたので、管下水道事業者等に対する周知方よろしくお願いします。

なお、厚生労働大臣認可水道事業者等に対しては、別途通知しております。

健水発第0905002号  
平成17年 9月 5日

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省健康局水道課長

受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて

近年、受水槽等における衛生問題を解消するため、建築物等に設けられた受水槽式給水設備の給水装置（直結給水）への切替えが進んでいます。

そこで、この度、社団法人日本水道協会に依頼し、検討した結果を踏まえ、別添のとおり、受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項をとりまとめたので、御了知のうえ、給水装置工事事業者等に対する周知・指導方よろしく申し上げます。

## 受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項

### 1. 事前確認

受水槽式給水設備を直結給水方式の給水装置に変更する工事の承認を申し込む者（指定給水装置工事事業者が申込手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、事前に次の(1)～(3)に掲げる場合に応じ、該当する事項を実施、確認する。

なお、水道事業者は、耐圧試験の試験水圧について当該地域内の夜間を通した1日の間の最大水圧に安全を考慮した圧力を加えたものとするができる。

#### (1) 更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

##### ① 既設配管の材質

- ・ 「給水装置の構造及び材質の基準」（以下、「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。
- ・ 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。
- ・ 埋め込み等により確認が困難な場合は、水道事業者の判断を求める。

##### ② 既設配管の耐圧試験

- ・ 耐圧試験における水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

##### ③ 水質試験

- ・ 直結給水への切替え前において、水道法第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、水道法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。
- ・ 採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。
- ・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、水道事業者との協議結果に応じて、鉄、pH等の水質試験を実施する。

#### (2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

##### ① 既設配管の材質

- ・ ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法、塗料、工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。
- ・ なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

##### ② 既設配管の耐圧試験

- ・ 耐圧試験における水圧は、1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

③ 浸出性能確認の水質試験

- ・ 適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
- ・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。

(3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

① 既設配管の耐圧試験

- ・ 耐圧試験における水圧は、1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

② 浸出性能試験

- ・ ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
- ・ 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で5Lの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
- ・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準別表第1のすべての項目を行う。

2. 給水装置工事の申込み

受水槽式の給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の変更（改造）工事として取り扱う。

水道事業者に給水装置に変更する工事の承認を申し込む者（指定給水装置工事事業者が申込手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、当該工事に関し、次の図書類を入手又は作成し、水道事業者に対し、提出する。

図書類	(1)	(2)	(3)
給水装置工事申込書	○	○	○
既設配管の材質確認書（図面及び現場確認）	○		
水質試験成績証明書	○		
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写		○	
ライニングによる更生工事施工時の施工計画書		○	
同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
誓約書	必要に応じ○	必要に応じ○	必要に応じ○
その他水道事業者が指示した図書	○	○	○

注：表中の（１）（２）（３）は、本文の１．事前確認に記述されている（１）（２）（３）のケースの工事をいう。

### 3. 水道事業者の対応

水道事業者は、給水装置の変更工事申込の際に提出された水質試験等の結果及び既設配管の材質等の情報に基づき、必要に応じて給水装置の維持管理等に関する留意事項を所有者等に周知、指導する。

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令  
(平成九年三月十九日厚生省令第十四号)

最終改正:平成二六年二月二八日厚生労働省令第一五号

水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)第四条第二項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を次のように定める。

※現行法では第五条  
第二項と読み替える。

(耐圧に関する基準)

第一条 給水装置(最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。)は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

- 一 給水装置(次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。)は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験(以下「耐圧性能試験」という。)により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
  - 二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具(次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。)は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
    - イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。
    - ロ 減圧弁が設置されているものであること。
    - ハ 口の減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。
    - ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具について口の減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。
  - 三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路(次に掲げる要件を満たすものに限る。)については、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
    - イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。
    - ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。
  - 四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
  - 3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(浸出等に関する基準)

※印については、松戸市水道部にて追記。(厚生労働省の了承済み)

第二条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験(以下「浸出性能試験」という。)により供試品(浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料(金属以外のものに限る。)をいう。)について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

- 2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。
- 3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。
- 4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第三条 水栓その他水撃作用(止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。)を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止(閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止)をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(防食に関する基準)

- 第四条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。
- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

第五条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- 一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置(二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置)に設置されていること。
- イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験(以下「逆流防止性能試験」という。)により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破

壊に関する試験(以下「負圧破壊性能試験」という。)により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。

- ロ 逆止弁(減圧式逆流防止器を除く。)及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具(ハにおいて「逆流防止給水用具」という。)は、逆流防止性能試験により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第一欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	一・五メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具((3)及び(4)に規定するものを除く。)	三キロパスカル及び一・五メガパスカル	三キロパスカル
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま((4)に規定するものを除く。)	一・五メガパスカル	五〇キロパスカル
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	一・五メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は五〇キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあつては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあつては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。

ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が二五ミリメートル以下のものにあつては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表上欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が二五ミリメートルを超えるものにあつては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第六条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁(給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。)にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験(以下「耐久性能試験」という。)により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験(以下「耐寒性能試験」という。)により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第七条 弁類(前条本文に規定するものを除く。)は、耐久性能試験により十万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び第五条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。

附 則

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年一〇月二九日厚生労働省令第一三八号)

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについて

は、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成一六年一月二六日厚生労働省令第六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十七年三月三十一日までの間、この省令による改正後の別表第一有機物(全有機炭素(TOC)の量)の項中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、同項の中欄中「〇・五mg/l」とあるのは「一・〇mg/l」と、同項の下欄中「五mg/l」とあるのは「一〇mg/l」とする。

第三条 パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第一フェノール類の項中「〇・〇〇〇五mg/l」とあるのは「〇・〇〇五mg/l」とする。

第四条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成二一年三月六日厚生労働省令第二七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成二二年二月一七日厚生労働省令第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(次条において「新給水装置省令」という。)別表第一カドミウム及びその化合物の項の適用については、同項中欄中「〇・〇〇〇三mg/l」とあるのは、「〇・〇〇

—mg/lとする。

附 則（平成二三年一月二八日厚生労働省令第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成二四年九月六日厚生労働省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第二号イ及び別表第二の改正規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年二月二八日厚生労働省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第三条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

別表第一

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 $0.0003\text{mg/l}$ 以下であること。	カドミウムの量に関して、 $0.003\text{mg/l}$ 以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 $0.0005\text{mg/l}$ 以下であること。	水銀の量に関して、 $0.005\text{mg/l}$ 以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 $0.00$	セレンの量に関して、 $0.01\text{mg/l}$

	1mg/l以下であること。	以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/l以下であること。	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/l以下であること。	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.005mg/l以下であること。	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。
亜硝酸態窒素	0.004mg/l以下であること。	0.04mg/l以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg/l以下であること。	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/l以下であること。	1.0mg/l以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08mg/l以下であること。	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg/l以下であること。	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。
四塩化炭素	0.0002mg/l以下であること。	0.002mg/l以下であること。
一・四―ジオキサン	0.005mg/l以下であること。	0.05mg/l以下であること。
シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン	0.004mg/l以下であること。	0.04mg/l以下であること。
ジクロロメタン	0.002mg/l以下であること。	0.02mg/l以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001mg/l以下であること。	0.01mg/l以下であること。
トリクロロエチレン	0.001mg/l以下であること。	0.01mg/l以下であること。
ベンゼン	0.001mg/l以下であること。	0.01mg/l以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008mg/l以下であること。	0.08mg/l以下であること。

亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 $0.1\text{mg/l}$ 以下であること。	亜鉛の量に関して、 $1.0\text{mg/l}$ 以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 $0.02\text{mg/l}$ 以下であること。	アルミニウムの量に関して、 $0.2\text{mg/l}$ 以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 $0.03\text{mg/l}$ 以下であること。	鉄の量に関して、 $0.3\text{mg/l}$ 以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、 $0.1\text{mg/l}$ 以下であること。	銅の量に関して、 $1.0\text{mg/l}$ 以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 $20\text{mg/l}$ 以下であること。	ナトリウムの量に関して、 $200\text{mg/l}$ 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 $0.005\text{mg/l}$ 以下であること。	マンガンの量に関して、 $0.05\text{mg/l}$ 以下であること。
塩化物イオン	$20\text{mg/l}$ 以下であること。	$200\text{mg/l}$ 以下であること。
蒸発残留物	$50\text{mg/l}$ 以下であること。	$500\text{mg/l}$ 以下であること。
陰イオン界面活性剤	$0.02\text{mg/l}$ 以下であること。	$0.2\text{mg/l}$ 以下であること。
非イオン界面活性剤	$0.005\text{mg/l}$ 以下であること。	$0.02\text{mg/l}$ 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、 $0.0005\text{mg/l}$ 以下であること。	フェノールの量に換算して、 $0.005\text{mg/l}$ 以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	$0.5\text{mg/l}$ 以下であること。	$3\text{mg/l}$ 以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	$0.5$ 度以下であること。	5度以下であること。
濁度	$0.2$ 度以下であること。	2度以下であること。
1,1-ジクロロエタン	$0.0004\text{mg/l}$ 以下であること。	$0.004\text{mg/l}$ 以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして、 $0.01\text{mg/l}$ 以下であること。	トリエチレンテトラミンとして、 $0.01\text{mg/l}$ 以下であること。
エピクロロヒドリン	$0.01\text{mg/l}$ 以下であること。	$0.01\text{mg/l}$ 以下であること。

酢酸ビニル	0.01mg/l以下であること。	0.01mg/l以下であること。
スチレン	0.002mg/l以下であること。	0.002mg/l以下であること。
二・四―トルエンジアミン	0.002mg/l以下であること。	0.002mg/l以下であること。
二・六―トルエンジアミン	0.001mg/l以下であること。	0.001mg/l以下であること。
一・二―ブタジエン	0.001mg/l以下であること。	0.001mg/l以下であること。
一・三―ブタジエン	0.001mg/l以下であること。	0.001mg/l以下であること。
<p>備考</p> <p>主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあつては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg/l」とあるのは「0.007mg/l」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg/l」とあるのは「0.97mg/l」と、銅及びその化合物の項中「0.1mg/l」とあるのは「0.98mg/l」とする。</p>		

別表第二

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
一三ミリメートル以下のもの	二五ミリメートル以上	二五ミリメートル以上
一三ミリメートルを超え二〇ミリメートル以下のもの	四〇ミリメートル以上	四〇ミリメートル以上
二〇ミリメートルを超え二五ミリメートル以下のもの	五〇ミリメートル以上	五〇ミリメートル以上

備考

- 浴槽に給水する給水装置(水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具(この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。)を除く。)にあつては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、又は「四〇ミリメートル」とあるのは、「五〇ミリメートル」とする。
- プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)にあつては、この表下欄中「二五ミ

リメートル」とあり、「四〇ミリメートル」とあり、又は「五〇ミリメートル」とあるのは、「二〇〇ミリメートル」とする。

別表第三

区分			越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近接壁の影響がない場合			(1.7 × d + 5) ミリメートル以上
近接壁の影響がある場合	近接壁が一面の場合	壁からの離れが(3 × D) ミリメートル以下のもの	(3 × d) ミリメートル以上
		壁からの離れが(3 × D) ミリメートルを超え(5 × D) ミリメートル以下のもの	(2 × d + 5) ミリメートル以上
		壁からの離れが(5 × D) ミリメートルを超えるもの	(1.7 × d + 5) ミリメートル以上
	近接壁が二面の場合	壁からの離れが(4 × D) ミリメートル以下のもの	(3.5 × d) ミリメートル以上
		壁からの離れが(4 × D) ミリメートルを超え(6 × D) ミリ	(3 × d) ミリメートル以上

		メートル以下のもの	
		壁からの離れが(6×D)メートルを超え(7×D)メートル以下のもの	(2×d+5)メートル以上
		壁からの離れが(7×D)メートルを超えるもの	(1.7×d+5)メートル以上
備考			
<p>1 D・・・吐水口の内径(単位 ミリメートル)d・・・有効開口の内径(単位 ミリメートル)</p> <p>2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。</p> <p>3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。</p> <p>4 浴槽に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が五〇ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は五〇ミリメートル以上とする。</p> <p>5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が二〇〇ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は二〇〇ミリメートル以上とする。</p>			

各 都 道 府 県 消 防 主 管 部 長 }  
東京消防庁・政令指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

特定施設水道連結型スプリンクラー設備等に係る当面の運用について（技術的助言）

消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成19年省令第66号。以下「改正規則」という。）が平成19年6月13日に公布され、改正令による改正後の消防法施行令（以下「令」という。）及び改正規則による改正後の消防法施行規則（以下「規則」という。）に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備に関する技術基準について、その細目等に関する検討を行っているところです。

改正令及び改正規則の施行は平成21年4月1日であり、当該細目基準や運用方法の全体はそれまでの間に示す予定ですが、防火安全上の観点等から前もって特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置を計画する防火対象物が増えてきていること等にかんがみ、改正令及び改正規則に定められていることのほか、当面の運用として主な事項を下記のとおりとりまとめました。

東京消防庁・政令指定都市消防長におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、今後の規定整備等と併せ、本通知の取扱い等について改めてお示しする予定であることを申し添えます。

また、厚生労働省より平成19年12月21日付健水発第1221002号「消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について」が各厚生労働大臣認可水道事業者あて通知されているところですので、参考として添付いたします。

## 記

### 1 設置対象に関する事項

(1) 令別表第一（6）項ロ及び（6）項ハに規定する「主として要介護状態にある者を

入居させるもの」とは、介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のものをいうこと。

(2) 令別表第一(6)項ロ及び(6)項ハに規定する「主として障害の程度が重い者を入所させるもの」とは、障害程度区分(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第4条第4項に定める「障害程度区分」をいう。)4以上の者が概ね8割を超えるものをいうこと。

(3) 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」については、「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号)により運用を願っているところであるが、令別表第一(6)項ロに掲げる用途に供される部分にあつては、同通知1(2)に規定する部分に該当しないこと。

## 2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に関する事項

### (1) 設置・維持に関する技術上の細目

ア 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の類型としては、別紙1のようなものが考えられること。この場合において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲は、水源(令第12条第2項第4号ただし書により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管)からスプリンクラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第12条の2第2号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあつては、水源から水道メーターまでの部分を除く。

イ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるスプリンクラーヘッドは、次の(ア)又は(イ)に掲げるものを用いること。

(ア) 小区画型ヘッド(現行規格の内容等にかんがみ、放水圧力が0.1メガパスカル以上で、かつ、放水量が50リットル毎分以上で有効に放水することができる性能が確保されている場合に限る。)

(イ) 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第16条の規定に基づき、基準の特例を適用したスプリンクラーヘッドのうち、別紙2に掲げるもの

ウ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の水源の水量及び当該性能の算定において、規則第13条の6第1項第2号、第4号、第2項第2号及び第4号に規定する「火災予防上支障があると認められる場合」とは、内装仕上げを準不燃材料以外でした場合をいうものであること。

エ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる配管は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものを用いること。

(ア) 管は、次の a 又は b に掲げるものを使用すること。

- a 日本工業規格 G 3 4 4 2、G 3 4 4 8、G 3 4 5 2、G 3 4 5 4 若しくは G 3 4 5 9 に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管
- b 気密性、強度、耐食性、耐候性及び耐熱性を有するものとして、合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成 1 3 年消防庁告示第 1 9 号。以下「合成樹脂告示」という。）に定める基準に適合する合成樹脂製の管。この場合において、当該管が壁又は天井（内装仕上げを難燃材料としたものに限る。）の裏面に設けられているときは、合成樹脂告示第 3、4 に規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの」には該当しないものであること。

(イ) 管継手は、次の a から c までに掲げるものを使用すること。

- a 次の表の左欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の右欄に定める日本工業規格に適合する管継手又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管継手

種類		日本工業規格
フランジ継手	ねじ込み式継手	B 2 2 2 0 又は B 2 2 3 9
	溶接式継手	B 2 2 2 0
フランジ継手 以外の継手	ねじ込み式継手	B 2 3 0 1、B 2 3 0 2 又は B 2 3 0 8 のうち材料に G 3 2 1 4（S U S F 3 0 4 又は S U S F 3 1 6 に限る。）又は G 5 1 2 1（S C S 1 3 又は S C S 1 4 に限る。）を用いるもの
	溶接式鋼管用継手	B 2 3 1 1、B 2 3 1 2 又は B 2 3 1 3（G 3 4 6 8 を材料とするものを除く。）

- b 気密性、強度、耐食性、耐候性及び耐熱性を有するものとして合成樹脂告示に適合する合成樹脂製の管継手。この場合において、当該管が壁又は天井（内装仕上げを難燃材料としたものに限る。）の裏面に設けられているときは、合成樹脂告示第 3、4 に規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの」には該当しないものであること。
- c 合成樹脂製の管を接続するものの当該接続部分にあっても（ア）に掲げる金属製の管継手を用いることができること。

(ウ) バルブ類は、次の a から c までに定めるところによること。

- a 材質は、日本工業規格 G 5 1 0 1、G 5 5 0 1、G 5 5 0 2、G 5 7 0 5（黒心可鍛鉄品に限る。）、H 5 1 2 0 若しくは H 5 1 2 1 に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。
- b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、日本工業規格 B 2 0 1 1、B 2 0 3 1

若しくはB2051に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものであること。

- c 開閉弁又は止水弁にあってはその開閉方向を、逆止弁にあってはその流れ方向を表示したものであること。

## (2) 運用上の留意事項

ア 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲（以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。）については、水道法の適用等を受けることにかんがみ、次により円滑な運用を図られたいこと。

(ア) 水道直結式スプリンクラー設備については、水道法施行令（昭和32年12月政令第336号）第5条、及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月厚生省令第14号）に定められた給水装置の構造及び材質の基準に適合する必要があること。また、次の点について留意すること。

- a 空気又は水の停滞を防止するための措置を講じること。
- b 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置が行われていること。
- c 寒冷地等における凍結防止のための水抜きが行われる施設については、水抜き時にも正常に作動するようなスプリンクラー設備を設置すること。

(イ) 給水装置を分岐しようとする配水管又は既存の給水能力の範囲内で水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする場合は、その設置にあたり、水道法第14条の規定に基づき水道事業者が定める供給規程の手続きに従い、水道事業者への設置工事申込み及び水道事業者から工事承認を受ける等の必要があること。水道直結式スプリンクラー設備は正常な作動に必要な水圧、水量を得られるものであること。また、それが満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径を増径すること、水槽等による水源の確保や加圧送水装置を利用することや防火対象物の内装を火災予防上支障がないものとするなどにより、スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量を得られるようにすること。

(ウ) (イ)の際に、配水管から分岐する給水管口径を増径する方法、水槽等による水源の確保や加圧送水装置を利用する方法による場合にあつては、事前に水道事業者を確認することが適当であること。

(エ) 水道法の規定により、水道事業者は災害その他やむを得ない事情がある場合等給水を停止することができるため、設置者及び防火管理者等に対し、給水が停止した場合の対応について、計画するように指導すること。

(オ) 水道直結式スプリンクラー設備を設置する工事は、指定給水装置工事事業者等が施工することになるので、消防設備士は、指定給水装置工事事業者等に対し、消防設備として必要な事項を指示する必要がある旨を周知すること。

イ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置・維持に当たっては、次により円滑な運用を図りたいこと。

(ア) 設置者に対し、特定施設水道連結型スプリンクラー設備は水道法の給水装置に該当することがあるので、その設置に当たっては、あらかじめ水道事業者を確認を行うことが適当である旨を周知すること。

(イ) 水道事業者に対して、水道利用者から水道事業者への照会に備えて、消防設備としての水圧、水量の設計方法について情報提供すること。

(ウ) 防火管理者等に対し、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示するように指導すること。

a 水道が断水するとき、配水管の水圧が低下したときは正常な効果が得られない旨の内容

b 水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事をした者に連絡する旨の内容

c その他維持管理上必要な事項

d 連絡先（設置工事をした者、水道事業者）

### 3 自動火災報知設備に関する事項

改正令により、新たに設置義務が生じるものに設ける感知器にあつては、居室、収納室（当該室の面積が2㎡以上のものに限る。）、倉庫、機械室、その他これらに類する室の天井（天井のない場合にあつては屋根）又は壁の屋内に面する部分に設置すれば足りることとしてきしつかえないこと。

健水発第 1221002 号  
平成 19 年 12 月 21 日

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省健康局水道課長

消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 179 号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 19 年省令第 66 号。以下「改正規則」という。）が平成 19 年 6 月 13 日に公布され、小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、また、小規模社会福祉施設について特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められることとなりました。改正令及び改正規則の施行は平成 21 年 4 月 1 日ですが、防火安全上の観点等から前もって特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置を計画する施設が増えてくることが考えられます。

つきましては、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当するものがありますので、その設置にあたりましては、下記の事項に留意いただきますよう、お願いいたします。

なお、消防庁より平成 19 年 12 月 21 日付消防予第 390 号「特定施設水道連結型スプリンクラー設備等に係る当面の運用について」が各都道府県消防主管部長あて通知されているところですので、参考として添付いたします。

## 記

### 1 設置の申込を受ける段階の配慮事項

設置の申込を受けるにあたっては、以下の事項に配慮すること。

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の類型としては、別紙 1 のようなものが考えられること。この場合において、特定施設水道直結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲は、水源（消防法施行令（昭和 36

年政令第 37 号) 第 12 条第 2 項第 4 号ただし書により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管) からスプリンクラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則第 12 条の 2 第 2 号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあつては、水源から水道メーターまでの部分を除く。

また、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に直結する範囲(以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。)については、水道法の適用を受けること。

- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の工事(設置に係るものに限る。)又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定給水装置工事事業者等が消防設備士の指導の下に行うものとし、また、必要に応じて所管消防署等と打ち合わせを行うよう指導すること。
- (3) 消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、消防設備士が水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算等を行うことになるので、水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者に対して当該地区の最小動水圧等配水の状況及び直結給水用増圧ポンプ設備設置の可否について情報提供すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者に対して、水道が断水するとき、配水管の水圧が低下したときなどは正常な効果が得られない旨を確実に了知させること。  
 その際、
  - ① 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じてても水道事業者には責任がない。
  - ② 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、①のような条件が付いている旨を借家人等に熟知させる。
  - ③ 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、①及び②の事項について譲受人に熟知される。
 等を内容とする書面を申込者に交付する方法も考えられること。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の水道事業にその責を求めることのできない非作動に係る影響に関する責任は、水道事業者が負わない旨を設置しようとする者に十分説明し、了解を得ること。

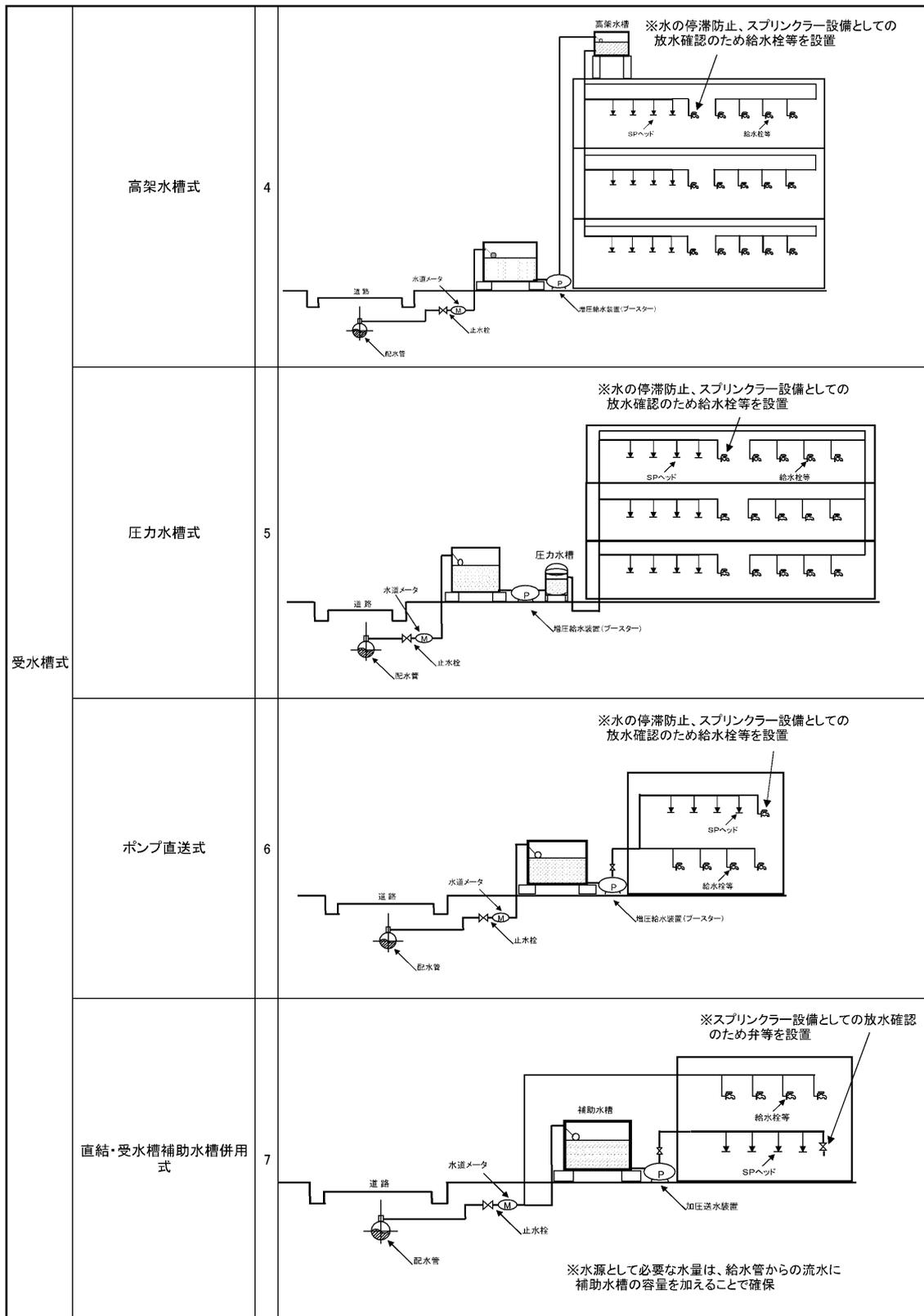
- (6) 寒冷地等における凍結防止のための水抜きが行われる地域においては、凍結防止のための水抜き時にも正常に作動するようなスプリンクラー設備の設置がなされるよう指導すること。
- 2 設計審査に当たっての配慮事項
- 給水装置としての設計審査にあたっては、以下の事項に配慮すること。なお、消防法令に規定された事項については、消防法に規定された消防設備士が責任を負い、所管消防署等に届け出ること。
- (1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、スプリンクラーヘッド各栓の放水量は15L/分（火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあつては30L/分）以上の放水量が必要であること。また、スプリンクラーヘッドが最大4個が同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計の放水量は60L（120L）/分以上を確保する必要があること。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、利用者に周知することをもって、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定できること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- (5) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造となっていること。
- (6) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置が行われていること。
- 3 その他
- (1) 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示するよう指定給水装置工事事業者に指導すること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者又は使用者に対し、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事をした者に連絡するよう指導すること。
- (3) 2(1)及び(2)の事項が満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽や増圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要になるので所轄消防署等に相談するよう指導すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の設置台帳を作成する等によりその設置状況を把握しておくこと。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、消防法令で規定された

参考

消防用設備等として必要な事項については、消防法で規定された消防設備士等が所管消防署等に提出するので、水道利用者からの問い合わせ等に備えて、当該設備の水圧、水量の設計方法など必要な情報については、各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）から情報を収集すること。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水方式

方式	No.	図
直結直圧式	1	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>※一般の給水とスプリンクラーを系統分ける方法</p>
直結式	2	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>※一般の給水とスプリンクラーを系統分ける方法</p>
直結増圧式	3	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p>



平成 25 年 12 月 27 日  
消 防 庁

## 消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集の結果 及び政令等の公布

消防庁では、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成 25 年 11 月 9 日から平成 25 年 12 月 9 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、59 件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、本日、当該政令等を公布しました。

### 1 改正内容

今回の消防法施行令の一部を改正する政令等の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令において、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準の見直しを行うほか、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものです。
- (2) 消防法施行令の改正に関連して、消防法施行規則の一部を改正する省令等において、消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準の見直し、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直しを行うものです。
- (3) その他、消防用ホースの基準の見直し等、所要の規定の整備を行うものです。

### 2 意見募集の結果

政令案等について、平成 25 年 11 月 9 日から平成 25 年 12 月 9 日までの間、意見を募集したところ、59 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

### 3 政令等の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の政令等を平成 25 年 12 月 27 日に公布しました。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）
- (2) 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 126 号）
- (3) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 127 号）

## 消防法施行令の一部を改正する政令等について

平成 25 年 1 2 月  
消 防 庁 予 防 課

### 【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令において、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準の見直しを行うほか、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記の設置基準の見直しと合わせて、消防法施行規則の一部を改正する省令等において消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準の見直し、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直し等を行うものである。

### 【改正理由】

花火大会会場、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設及びホテルにおける最近の火災事例を受けて、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」、「ホテル火災対策検討部会」等の検討部会の開催、関係団体への聞き取り調査等、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところである。

今回の政令改正においては、上記検討部会における検討の結果等を踏まえ、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準並びにスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記検討部会の報告書等を踏まえ、避難が困難な高齢者及び障害者等が入所する社会福祉施設等において消防機関に通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動を義務付けるほか、自動火災報知設備の設置義務拡大に伴う特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直し等を行うものである。

## 1. 消防法施行令の一部を改正する政令について

### 【内容】

#### (1) 火気器具等の取扱いの条例制定基準の見直し（第5条の2関係）

火を使用する器具等の取扱いに関する消防法第9条の規定に基づく市町村条例の制定基準として、対象火気器具等を、祭礼、縁日、展示会、花火大会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用することを定める。

#### (2) スプリンクラー設備の設置基準の見直し（第12条関係）

火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（消防法施行令別表第一（6）項口に掲げる施設）において、現在延べ面積 275 m<sup>2</sup>以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、原則として延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

なお、例外として延焼抑制構造を有する施設は設置を不要とする。

また、介助がなければ避難できない者が多数を占めない障害者施設等は 275 m<sup>2</sup>を据え置く。

(3) 自動火災報知設備の設置基準の見直し（第 21 条関係）

小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等（自力避難困難な者が入所するもの以外のもの（※））（消防法施行令別表第一（5）項イ、（6）項イ及びハに掲げる施設）で就寝の用に供する居室を持つものに対して、現在延べ面積 300 m<sup>2</sup>以上のものに設置が義務付けられている自動火災報知設備を、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

※自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等については、既に義務付けられている。

(4) その他

所要の規定の整備を行うほか、必要な経過措置を定める。

【施行期日】

平成 27 年 4 月 1 日（（1）については、公布の日）

## 2. 消防法施行規則の一部を改正する省令について

【内容】

(1) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し（第 25 条関係）

自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等における消防機関へ通報する火災報知設備について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することを義務付ける。

(2) スプリンクラー設備の補助散水栓に係る基準の見直し（第 13 条の 6 関係）

補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合の消防用ホースの基準について、必要な規定を定める。

(3) その他

必要な経過措置を定める。

【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日（（2）については公布の日）

### 3. 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令について

#### 【内容】

用語の定義（第2条関係）

小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等（消防法施行令別表第一（5）項イ、（6）項イ及びハ（利用者を宿泊させ、又は入居させるものに限る。）並びにこれらの用途に供される部分が存する（16）項イに掲げる防火対象物における自動火災報知設備の設置の義務化に伴い、特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設の対象にこれらの施設を追加する。

#### 【施行期日】

平成27年4月1日

平成 26 年 3 月 26 日  
消 防 庁

## 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果及び省令の公布

消防庁では、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）の内容について、平成 25 年 12 月 27 日から平成 26 年 1 月 30 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、12 件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該省令等を公布しました。

### 1 改正内容

今回の消防法施行規則の一部を改正する省令の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）により、避難が困難な者が入所する社会福祉施設等については延べ面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務づけられたことに伴い、消防法施行令第 12 条第 1 項第 1 号に規定する「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定めるもの」について見直しを図るとともに、同号に規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」について定めるものです。
- (2) 自主表示対象機械器具等に係る届出事項の見直しを行うほか、所要の規定の整備を図るものです。

### 2 意見募集の結果

省令案について、平成 25 年 12 月 27 日から平成 26 年 1 月 30 日までの間、意見を募集したところ、12 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

### 3 省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の省令を公布しました。

- 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 19 号）

## 消防法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

消 防 庁 予 防 課

### 【改正概要】

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 19 号）において、消防法施行令（以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号に規定する「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定めるもの」及び同号口に規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」について定めるほか、自主表示対象機械器具等に係る届出事項の見直しを行う等所要の規定の整備を図るものである。

### 【改正理由】

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）による令第 12 条第 1 項第 1 号の改正により、令別表第 1（6）項口に掲げる避難が困難な者が多く入所する社会福祉施設には、原則として延べ面積に関わらずスプリンクラー設備の設置が義務づけられた。

これに伴い、スプリンクラー設備の設置を要しない「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」について、延べ面積 275 m<sup>2</sup>未満の施設に係る規定を整備するとともに、スプリンクラー設備の設置義務に係る要件の一部である令第 12 条第 1 項第 1 号口に規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」について、その具体的な内容を定めるものである。

また、消防法施行令の一部改正（平成 25 年政令第 88 号）を契機に、自主表示対象機械器具等の製造業者等が届け出なければならない事項・様式を明確化するほか、所要の規定の整備を図るものである。

### 【主な改正内容】

（1） 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造（第 12 条の 2 関係）

○第 1 項第 1 号

新たに設置が義務づけられる延べ面積 275 m<sup>2</sup>未満の施設について、現行の延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の施設に係る規定を適用する。ただし、延べ面積が 275 m<sup>2</sup>未満の施設のうち、利用者の居室が避難階のみに存するもので、第 2 項第 2 号の要件を満たすものにあつては、この号に規定する内装制限を要しないもの

とする。

○第2項

延べ面積が100㎡未満の小規模な施設のうち、次の各号のいずれかに定める構造を有するものには、スプリンクラー設備の設置を要しないものとする。

一、内装を準不燃材料等で仕上げたもの

二、次のイからホまでの避難が容易な構造を有する施設のうち、入所者等が避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により計算した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの

イ、自動火災報知設備の感知器は、原則として煙感知器を用いること。

ロ、居室に屋外及び屋内から容易に開放することができる開口部を設けること。

ハ、ロの開口部が道又は道に通ずる幅員1メートル以上の通路等に面していること。

ニ、ロの開口部の形状が、容易に避難することを妨げるものでないこと。

ホ、居室から2以上の異なった避難経路を確保していること。

○第3項

共同住宅の住戸を(6)項口の用途に供する施設で、(6)項口の用途に供する住戸全体の延べ面積が275㎡未満のものうち、次の一から七までに定める要件を全て満たす区画を設けたものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととする。

一、(6)項口の用途に供する各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画すること。

二、(6)項口の用途に供する各住戸の主たる出入口が開放廊下に面していること。

三、二の主たる出入口には、防火戸等を設けたものであること。

四、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、二の廊下に通ずる通路には準不燃材料で、その他の部分には難燃材料としたものであること。

五、二の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。

六、居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。

七、(6)項口の用途に供する各住戸の床の面積が100㎡以下であること。

(2) 介助がなければ避難できない者（第12条の3関係）

令第12条第1項第1号口に規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」は、乳児及び幼児、並びに令別表第1（6）項口（2）、（4）及び（5）に規定する施設に入所する者（同項口（5）に規定する施設に入所する者にあつては、同項口（5）に規定する避難が困難な障害者等に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一、認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1に掲げる項目をいう。以下同じ。）3の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- 二、認定調査項目3の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- 三、認定調査項目6の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者
- 四、認定調査項目6の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者
- 五、認定調査項目8の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者
- 六、認定調査項目8の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

(3) 自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出

自主表示対象機械器具等が規格に適合することを確認する各試験が確実に実施されるよう、自主表示対象機械器具等の製造業者等が総務大臣に届け出る事項を見直し、試験の結果並びに試験に使用した設備及び試験の方法に関する事項のうち消防庁長官が定めるものを届出事項とする。

※ 試験の結果については、別記様式第9号の添付資料として提出を求める。

(4) その他所要の規定の整備

屋外消火栓に関する基準の細目について、所要の規定の整備を行う。

【施行期日】平成27年4月1日（(3)、(4)については公布の日）

平成26年10月16日  
消 防 庁

## 消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集の結果 及び政令等の公布

消防庁では、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成26年7月19日から平成26年8月17日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、17件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、本日、当該政令等を公布しました。

### 1 改正内容

今回の消防法施行令の一部を改正する政令等の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令において、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものです。
- (2) 消防法施行令の改正に関連して、消防法施行規則及び火災通報装置の基準の規定を見直すものです。
- (3) その他、所要の規定の整備を行うものです。

### 2 意見募集の結果

政令案等について、平成26年7月19日から平成26年8月17日までの間、意見を募集したところ、17件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

### 3 政令等の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の政令等を平成26年10月16日に公布しました。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）
- (2) 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第80号）
- (3) 火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成26年消防庁長官告示第28号）

## 消防法施行令の一部を改正する政令等について

平成 26 年 10 月  
消 防 庁 予 防 課

### 【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令において、消防法施行令別表第一（六）項イに掲げる病院、診療所及び助産所におけるスプリンクラー設備、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記の改正に関連して、消防法施行規則及び火災通報装置の基準の規定を見直すものである。

### 【改正理由】

平成 25 年 10 月 11 日に発生した福岡市有床診療所火災を受けて、「有床診療所・病院火災対策検討部会」の開催、関係団体への聞き取り調査等、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところである。

今回の政令改正においては、上記検討部会における検討の結果等を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院について、原則として、延べ面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置を義務付けるほか、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置対象となる施設の面積要件を見直す。併せて、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準を見直すこととする。

また、上記の政令改正に関連し、消防法施行規則において、スプリンクラー設備の設置を要しない診療科名、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分、消防機関へ通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動等を規定するほか、火災通報装置の基準において、火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の基準等について規定することとする。

## 1. 消防法施行令の一部を改正する政令について

### 【内容】

#### (1) スプリンクラー設備の設置基準の見直し

現在病院にあっては延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上、診療所及び助産所にあっては延べ面積 6,000 m<sup>2</sup>以上のもに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院<sup>\*</sup>においては、原則として、延べ面積にかかわらず、設置することを義務付ける（延焼を抑制する施設構造を有するものは例外として設置不要。）。

また、避難のために患者の介助が必要な有床診療所に該当しない有床診療所及び有床助産所においては、延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上（平屋建てを除く。）のもに設置を義務付ける。

※「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」には、下記に該当する有床診療所・病院が該当する。

①有床診療所

次のいずれにも該当する有床診療所

- (ア) 皮膚科、産科、歯科等の総務省令で定める 13 の診療科名以外の診療科名（以下「特定診療科名」という。）を有するもの
- (イ) 4床以上の病床を有するもの

②病院

次のいずれにも該当する病院のうち、相当程度の患者の見守り体制有するもの（火災発生時の消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの）以外のもの

- (ア) 特定診療科名を有するもの
- (イ) 一般病床又は療養病床を有する病院

(2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し

特定施設水道連結型スプリンクラー設備<sup>※</sup>の設置対象に、新たにスプリンクラー設備の設置対象となる避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院を加えるとともに、その面積要件について延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の防火対象物に限られているところを、延べ面積から総務省令で定める部分の面積を除いた面積（以下「基準面積」という。）が 1,000 m<sup>2</sup>未満である防火対象物について設置できることとする。

※ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは、スプリンクラー設備の一種で、その配管が水道の用に供する水管に連結されたものをいう。

(3) 屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）の設置基準の見直し

(1) のスプリンクラー設備の設置基準の見直しに伴い、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院のうち、通常のスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備以外のスプリンクラー設備）を設置しなければならない基準面積 1,000 m<sup>2</sup>以上のものに屋内消火栓設備の設置を義務付ける。ただし、スプリンクラー設備（補助散水栓を含む。）の有効警戒範囲内は設置しないことができる。

（屋内消火栓設備の設置基準を準用する動力消防ポンプ設備についても同様。）

(4) 消火器又は簡易消火用具の設置基準の見直し

病院、有床診療所及び有床助産所において、現在延べ面積 150 m<sup>2</sup>以上のものに設置が義務付けられている消火器又は簡易消火用具について、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

(5) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

病院、有床診療所及び有床助産所において、現在延べ面積 500 m<sup>2</sup>以上のものに設置が義務付けられている消防機関へ通報する火災報知設備について、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

(6) 防火対象物の用途区分の見直し

別表第一(六)項イを火災危険性等に応じて細分化する。

(7) その他

所要の規定の整備を行う。

【施行期日】

平成28年4月1日( (2) 及び (3) のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については、平成27年3月1日)

【経過措置】

(1) スプリンクラー設備、屋内消火栓設備(及び動力消防ポンプ設備)について

<【内容】(1)、(3)関係>

スプリンクラー設備、屋内消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物(施行の際に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む。(2)において同じ。)における未設置等基準未適合の設備の技術上の基準は、平成37年6月30日までの間、なお従前の例による。

(2) 消防機関へ通報する火災報知設備について<【内容】(5)関係>

消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物における設備の技術上の基準は、平成31年3月31日までの間、なお従前の例による。

2. 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令について

【内容】

(1) スプリンクラー設備を設置することを要しない構造について

スプリンクラー設備を設置することを要しない延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造について、新たにスプリンクラー設備の設置対象となる避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院についても適用することとし、現在延べ面積1,000㎡未満の防火対象物に適用している基準を、基準面積1,000㎡未満の防火対象物に適用することとする。

(2) 特定診療科名について

スプリンクラー設備を設置することを要しない特定診療科名は、皮膚科、泌尿器科、

眼科、耳鼻いんこう科、肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、産婦人科、産科、婦人科及び歯科とする。

(3) 相当程度の患者の見守り体制に係る従業者の員数

スプリンクラー設備を設置することを要しない病院の要件である従業者の員数は、勤務させる従業者の総数が病床数13床ごとに1名以上とし、そのうち宿直を除く従業者（就寝を伴わず勤務する従業者）の数が病床数60床ごとに2名以上とする。

(4) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分について

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分は、以下の要件(①から③まで)のいずれにも該当する部分(延べ面積の1/2を上限とする。)とする。

①以下のいずれかに該当する部分であること

(ア) 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室

(イ) レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

②以下のいずれかの措置が講じられた部分であること

(ア) 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けたもの

(イ) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口に不燃材料で造った戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けたもののうち、当該部分の壁(外壁を除く。)の外周部分を有効に警戒するようスプリンクラーヘッドを設けたもの

③床面積が1,000平方メートル以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500平方メートル以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと

(5) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準について

避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院に設置される消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備との連動を義務付けるほか、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院が消防機関からの距離が500メートル以内の場所にある場合においても消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならないこととする。

また、現在延べ面積500㎡未満の社会福祉施設についてのみ、消防機関へ通報する火災報知設備の電源を蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることを要しないこととしているが、延べ面積500㎡未満の病院、有床診療所及び有床助産所についても同様に要しないこととする。

(6) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正について

消防法施行令別表第一(六)項イの細分化に伴い、必要な字句の修正を行う。

(7) その他

所要の規定の整備を行うほか、必要な経過措置を定める。

【施行期日】平成28年4月1日((1)及び(4)のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については平成27年3月1日)

### 3. 火災通報装置の基準の一部を改正する件(案)について

#### 【内容】

(1) 自動火災報知設備と連動させる場合の基準について

火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の構造、性能等の基準として、通報中において手動起動装置が操作された場合に、手動起動装置の操作による蓄積音声情報を送出できること等を定める。

(2) 特定火災通報装置の設置基準について

現在延べ面積500㎡未満の社会福祉施設にしか設置できないこととなっている特定火災通報装置(ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置)について、延べ面積500㎡未満の病院、有床診療所及び有床助産所にも設置することができることとする。

#### 【施行期日】

(1) については、平成27年4月1日

(2) については、平成28年4月1日

事 務 連 絡  
平成16年2月20日

〔各都道府県水道行政担当部（局）〕  
〔各厚生労働大臣認可水道事業者〕

御中

厚生労働省健康局水道課

### 通称タンクレス洗浄便器について

日頃から、水道行政の推進及び水道事業の経営につきましては、種々ご配意賜り感謝申し上げます。

さて、通称タンクレス洗浄便器に関し、洗浄ノズルが水没した構造であるため、一部の水道事業者等から水道法施行令（以下「施行令」という。）第5条第1項第6号に抵触するのではないか（いわゆるクロスコネクションではないか）との照会がありました。

この件につきましては、当方が社団法人日本水道協会に委託して開催した「給水用具の維持管理指針作成委員会」にて、別紙のとおり、現在認証されている通称タンクレス洗浄便器については、施行令第5条第1項第7号の適用を受けるものであり、施行令第5条第1項第6号に抵触するものではないと整理されたところです。

これを踏まえて、配水管の圧力が常時かからない部分に負圧破壊装置が設けられているタンクレス洗浄便器については、当該負圧破壊装置が十分な負圧破壊性能を有している場合には、施行令第5条第1項第6号に抵触するものではなく、また同第7号にも適合するものと判断することといたしましたので、適切な対応をお願いします。

(別紙) 「給水用具の維持管理指針作成委員会」(社団法人日本水道協会)  
における整理

(日本水道協会における取り扱い)

タンクレス洗浄便器は、洗浄バルブ、負圧破壊装置及び便器等を一体とした給水用具(器具ユニット)として取り扱っている。

(「給水装置」及び「直結する給水用具」の定義)

水道法第3条第9項の「給水装置」の定義にある「直結する給水用具」とは「給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具」をいい、「有圧のまま給水できる給水栓等」とは、「配水管の圧力を常時受けている用具」をいうものであると整理している。(水道法逐条解説)

(認証されているタンクレス洗浄便器における「直結する給水用具」の範囲)

また、負圧破壊装置については、SHASE-S211(空気調和・衛生工学会規格)大気圧式バキュームブレーカの定義で、給水系統の逆サイフォン作用を防止するために、負圧部分へ自動的に空気を導入する機能を持ち、常時圧力のかからない部分に設けるものと規定している。したがって、一体型のタンクレス洗浄便器でいえば、洗浄バルブが最終止水機構であり、負圧破壊装置の手前が吐水口として取扱うこととなる。

(当該タンクレス洗浄便器の法適合解釈)

このことにより、タンクレス洗浄便器は、施行令第5条第1項第7号で規定する「水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること」の適用を受けることになり、施行令第5条第1項第6号には、抵触しないものである。

※( )は、水道課において表題を加えた。

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省健康局水道課長  
(公 印 省 略)

### 太陽熱利用給湯システムの取扱いについて

給水装置として湯沸器等の上流側に設置される太陽熱利用給湯システムについては、太陽熱の蓄熱ユニットを通じて湯沸器等に流入する水の水温を上昇させることにより、省エネルギーに寄与するものである一方、水道水質管理の観点から、貯湯タンク内での加熱により遊離残留塩素の濃度が低下した水の逆流を防止することや、現場施工により当該システムの外に並行配管（バイパス配管）を設けるものにあつては、当該バイパス配管に水が停滞する構造となることを防止することが必要と考えられるところです。

つきましては、太陽熱利用給湯システムの設計審査にあたり、下記の事項に留意いただきますよう、お願いいたします。

### 記

#### 1. 設計審査にあたっての配慮事項

太陽熱利用給湯システムの給水装置としての設計審査にあたっては、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「基準省令」という。）によるほか、以下の事項に配慮すること。

- (1) 当該システムの一次側に、逆止弁や減圧式逆流防止器等の適切な逆流防止給水用具を備えていること。現地施工によりバイパス配管を設けるもの（図参照）にあつては、当該バイパス配管の分岐点の一次側に設置されることを基本とすること。
- (2) 現地施工により、当該システムの外側にバイパス配管を設けるものにあつては、当該システムの日常的な使用において、貯湯タンク側とバイパス配管側の適正な流量配分を確保できる構造となっていること。

## 2. 太陽熱利用給湯システムに係るその他の留意事項

- (1) 当該システムにおけるバイパス配管については、一般に、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 5 条第 1 項第 6 号において連結を禁止している「当該給水装置以外の水管その他の設備」に該当するものではないこと。
- (2) 当該システムにおいて、上記 1. (2) を満たすものについては、基準省令第 2 条第 2 項において禁止されている「水が停滞する構造」に該当するものではないと考えられること。  
なお、上記 1. (2) の確認は、バイパス配管等に設置する減圧弁の設定等について、貯湯タンク機器製造事業者等が指定したものになっていることを、仕様書等により確認すること。
- (3) 当該システムにより加熱されて給水される水の水質の変化については、一般に、水道事業者等の責任は免除され得ると考えられること。
- (4) 経年劣化による機能不全等を防止するため、製造業者等と連携して、利用者に対し、当該システム及び逆流防止給水用具の定期的な維持管理の必要性について周知することが望ましいこと。

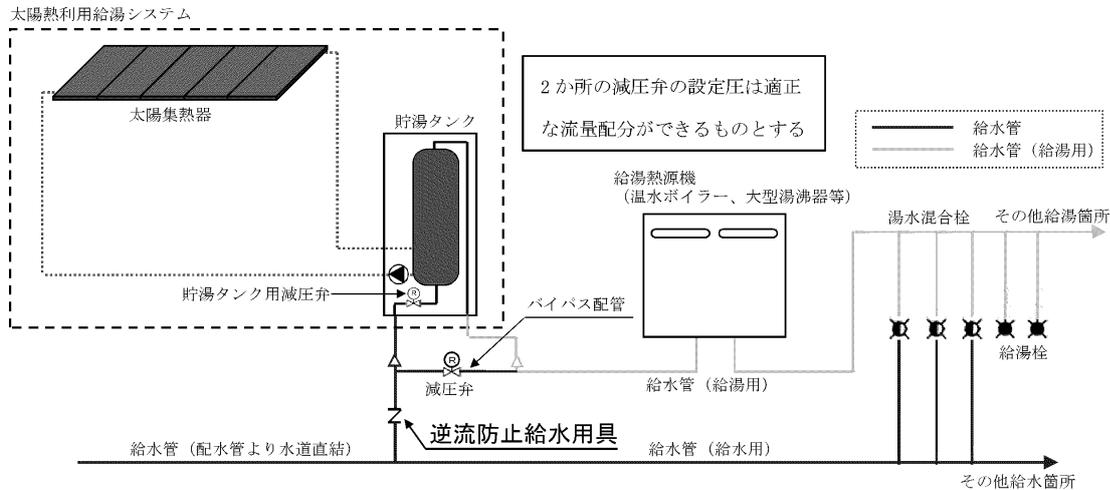


図 太陽熱利用給湯システム設置例

以上

## 参 考 文 献

- ・「給水装置工事施行基準」 千葉県水道局
- ・「水道施設設計指針」2012年版 日本水道協会
- ・「水道維持管理指針」2006年版 日本水道協会
- ・「水道工事標準仕様書」2010年版 日本水道協会
- ・「空気調和・衛生工学便覧」2010年版 空気調和・衛生工学会
- ・「給水用具の維持管理指針」2004年版 日本水道協会
- ・「改訂 給水装置工事技術指針」2013年版 給水工事技術振興財団